平成２８年（フ）第１４５７号
福岡市中央区大手門３丁目７番11―801号
債務者　鶴崎　汐莉
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４７４号
福岡市博多区月隈６丁目７番６―401号
債務者　脇坂　美樹
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４７８号
福岡市南区老司３丁目43番４―301号
債務者　多々良友輝恵
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４８３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲173番地２
債務者　田中　英次
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４８４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲173番地２
債務者　田中あつ子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４８６号
福岡県筑紫野市原田７丁目２番地６　グランドゥールこだまⅢ101号
債務者　舟木まゆみ
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４９５号
福岡市博多区吉塚４丁目16番14号
債務者　前村　　薫（旧姓牟田）
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２９８号
沖縄県那覇市識名３丁目９番１号　日天アパート503
債務者　波平　　葵
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１６１５号
札幌市東区北23条東７丁目４番１―207号
債務者　井上　勇希
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６８３号
札幌市東区伏古８条４丁目１番５―802号
債務者　高橋　伸爾
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３６号
岩手県奥州市江刺区米里字荒谷33番地
債務者　佐々木紀久
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第４５号
岩手県奥州市前沢区字沖田84番地１　201号
債務者　中澤　信也
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第４６号
岩手県奥州市水沢区西上野町11番33号
債務者　佐藤　清規
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第４８号
岩手県奥州市江刺区玉里字川子野沢293番地
債務者　富樫　桂介
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第４９号
岩手県奥州市水沢区字里鎗７番地６　スプリングコート　101号室、旧住所岩手県奥州市江刺区米里字鳥木沢45番地
債務者　吉田みどり
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第５０号
岩手県奥州市前沢区生母字吉ケ沢８番地１、旧住所岩手県一関市大東町摺沢字滝尻72番地３
債務者　高橋みどり
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第１０４４号
埼玉県志木市下宗岡３丁目20番27号
債務者　漆原　美香（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係